

## **Press Release**

令和7年7月30日

(照会先)

リスク統括部

リスク統括部長 梅田 整

(電話直通 03-6892-7744)

経営企画部広報室

広報室長

金澤 美保

(電話直通 03-6897-8092)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(令和7年6月分)について

令和7年6月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、 別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

### I 概要

日本年金機構(本部及び年金事務所等)における公的年金業務の事務処理誤り(社会保険庁時代のものを含む。)について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、その事案の概要等を公表します。

#### Ⅱ 状況

事務処理誤りについては1~7のとおりです。

#### 1 令和7年6月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、令和7年度に発生した事務処理誤りが12件、令和6年度が32件、令和5年度が7件、令和4年度が2件、令和3年度が3件、令和2年度以前が42件、合計98件(市区町村において発生した15件、委託業者等が発生させた8件を含む)となっています。そのうち事案の概要が公表可能な79件について、一覧で事象をお示ししています。

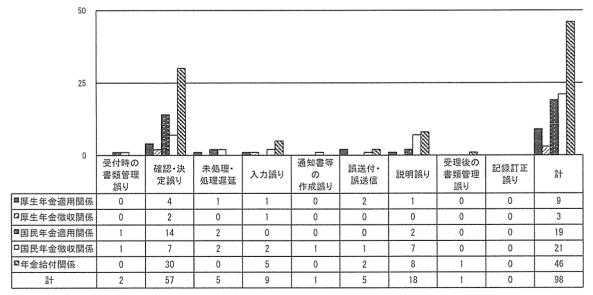
〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

発生年	度 20	年度以前	21年	度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計
件数	: ;	31 (4)	1 (1)	0	0	2	2	1	3	0	1	1	0	0	0	3(1)	2	7 (3)	32 (9)	12(5)	98 (23)
割合		31.6%	1.0%	0.0%	0.0%	2.0%	2.0%	1.0%	3.1%	0.0%	1.0%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.1%	2.0%	7.1%	32. 7%	12.4%	100.0%

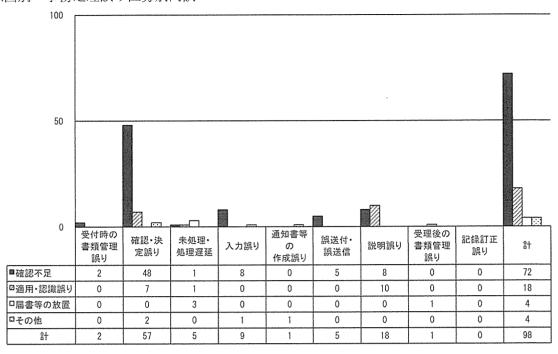
← 社会保険店→ 時代に発生

※( )内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を再掲した。

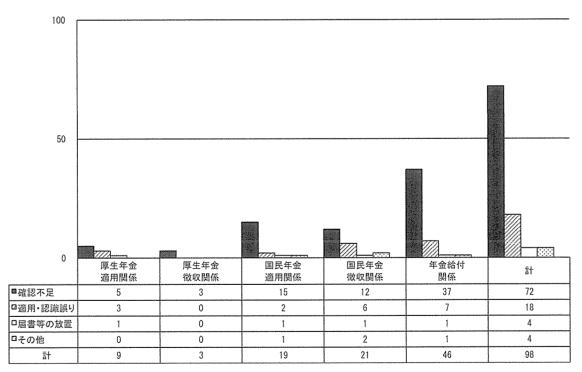
#### 2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



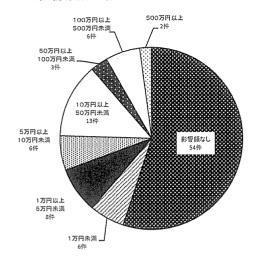
### 3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



## 4 原因別・制度等別内訳

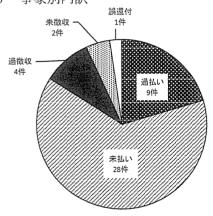


### 5 影響額別內訳



影響額	厚生年金 適用間の		算生年金 微収陽低	国民年金 適用関係	国民年金 教収関係	年金給付 関係	ŝ†
影響額なし		8	2	16	19	9	54
1万円未満		0	0	1	2	3	6
1万円以上 5万円未満		0	1	1	0	6	8
5万円以上 10万円未満		0	0	0	0	6	6
10万円以上 50万円未満		0	0	1	0	12	13
50万円以上 100万円未記		0	0	0	0	3	3
100万円以 500万円未		1	0	0	0	5	6
500万円以.	-	0	0	0	0	2	2
ät		9	3	19	21	46	98

### 6 事象別内訳



事象	件数	合計金額 (円)	平均金額(円)
過払い	9件	1, 892, 009	210, 223
未払い	28件	36, 412, 930	1, 300, 461
過徵収	4件	1, 845, 870	461, 467
未徵収	2件	2, 800	1, 400
誤還付	1件	36, 000	36, 000
āt	44件	40, 189, 609	913, 400

- (注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。
- (注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

## 7 判明契機別内訳

判明契機	件数	割合
内部	57件	58. 2%
外部	41件	41.8%
香十	98件	100.0%

### Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況

平成29年9月13日に公表した「振替加算の総点検」に沿って、振替加算の支給漏れに対応しました。 平成29年12月20日に公表した「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」において分類した事象のうち 対象者を機構においてシステムで特定することができる事象等については、抽出プログラムを作成して、 対象者を特定の上、順次、機構からお客様へ個別に連絡を行い、必要な対処を実施しております。 当月に対応した案件及び件数等は、以下のとおりです。

項群	事象	お客様への影響 (未・過払の別)	分和7年 対応件数	7月分 影響金額	(参考)平成30年 対応件数	4月からの累計 影響金額
ı	振替加算の支給漏れ	米払い	0 件:	0円	105,520件	607.7億円
2	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ	未払い	1 (4:	24万円	8,146件	22.6億円
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	未払い	2件	1,076万円	2,366件	20.2億円
4	旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り	過払い	2件	447万円	586件	4.3億円
6	旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入憩り	過払い	0件	0円	177/4	3,615万円
9	昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者の老	未払い	0件	0 4	96件	2,6億円
1.0	齢基礎年金の決定誤り オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	未払い	0件	0円	2,403/1	3,3億円
		過払い	0/4		174(4:	1.1億円
11	配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り					
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	未払い	0 (4:	0円	343件	5,474万円
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	未払い	0(4)	0円	58(4-	9,408万円
14	複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによ る加給年金の支給誤り	未払い	014	014	10件	105 <i>7</i> 5 [ <sup>3</sup>
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年 金の受給権発生年月日の誤り	未払い	0件	0円	1,789件	1.3億円
18	共済年金への記録の移管後の厚生年金保険の記録削除漏れ による老齢厚生年金の支給誤り	過払い	0件	0円	58件	3,876万円
20	遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り	過払い	0(4:	0만	54件	2,808万円
21	遡及決定時の届書徴取漏れによる加給年金の加算漏れ	未払い	0 ft	0[ <sup>1</sup> ]	2,509件	26.4 <b>(</b> @P
22	被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り	過払い	0 (4:	011	100件	928751
25	平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出湖れによる 老齢厚生年金等の支給漏れ	未払い	0件	0円	72(4:	1.3億円
27	配偶者状態の登録誤判による加給年金の過払い	過払い	0件:	円0	5644-	4,212万円
28	65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給して いる場合における振替加算の加算説り	過払い	0 (4:	0円	123件	9,599万円
29	旧法の通算老齢年金から老齢年金への決定替えの漏れ	未払い	0 件	0円	2,016件	74.1億円
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏 れ	未払い	32件	292万円	27,058{4	23.6億円
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れに	未払い	5件	1,745万円	1,312件	21.6億円
33	よる支給漏れ 年金受給選択申出告の届出遅延による支給漏れ	未払い	6件	1,171万円	1,749代	85.4億円
	二以上事業所勤務届が提出されていない場合の年金額の計	未払い	1 件	5万円	86,704(‡	17.2億円
34	算觀的	過払い	0 (4:	0円	5,618件	2,695万日
35	老離基礎年金の加算開始事由該当届の入力誤りによる振替加 算の支給開始時期の誤り	未払い	0件	0円	743件	1.3億月
36	田農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の接 替加算の支給額れ	未払い	0件	014	215件	5.3億)
	昭和61年4月等の法律改正に伴う旧三共済等組合員期間の老	未払い	1件	126万円	296件	5.8億日
37	齢基礎年金・老齢厚生年金等への算入誤り	過払い	1 (4:	141万円	283件	1.6億日
38	共済組合期間に恩給期間が含まれる場合の遺族年金の寡婦 加算の加算烈り	過払い	0件	0円	16件	1,973万[
39	障害基礎年金受給者が老齢基礎年金の受給を選択した場合 における加算額の支給停止の解除漏れ	未払い	1件	565万円	164件	3.1億円
40	旧三共済等組合員期間を有し他年金の受給・加入状況の確認 を要する場合の遺族年金の寒婦加算の加算漏れ	未払い	0件	0FI	43件	1.2億月
		未払い	8件	143万円	627代	1.5億日
41	共済年金の年金額を考慮した遺族厚生年金等の支給調整誤り	過払い	1件	L万円	350作	6,690万[
40	70歳以上の二以上事業所勤務被用者にかかる資格喪失届の	未払い	0件-	円0	138件	2.3億日
42	処理誤りによる在職支給停止の解除漏れ	過払い	0/1	0円	1件	213万[
43	一時的に支払いを保留した年金の保留解除処理漏れ	来払い	4件	9,208万円	219件	15.6億円

<sup>※</sup>項番1の対応件数・影響金額は、「振替加算の総点検」の公表以降の累計です。

<sup>※</sup>影響金額は、未払いの場合は支払うべき事実が発生した時点まで遡って計算し、過払いの場合は過払い 発生から5年以上経過している場合には5年前までの額を計算しています。

<sup>※</sup>項番34は、「事務処理誤り等(平成30年6月分)について」(平成30年7月31日公表)のシステム事故等 一覧に記載の事項です。

<sup>※</sup>項番35から37までは、平成29年12月20日に公表した事象の対象者をシステムで特定する作業を行う中で 判明した事象です。

<sup>※</sup>項番38から43までは、「事務処理誤り等の年次公表」における点検・分析を通じて公表した事象です。

# 〇日本年金機構の令和7年6月分の事務処理誤り一覧(1~11ページ)

1. 厚生年金適用関係		整理番号 1~8
2. 厚生年金徴収関係	•••••• <u>2</u> P	整理番号 9~10
3. 国民年金適用関係		整理番号 11~24
4. 国民年金徴収関係	••••••••••••••••••••••••••••••••••••••	整理番号 25~41
5. 年金給付関係 ***		整理番号 42~79

(参考)「Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要(12~15ページ)

※一覧中の「影響区分」欄において、「なし」とあるのは、「過払い、未払い、過徴収、未徴収、誤還付」のいずれにも該当しないものです。

## 1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象·対応	影響範囲	影響区分	影響金額
1	月額変更届の誤り	確認・決定誤り	長崎	諫早	2025年 4月15日	2025年 5月28日	<ul><li>○事業所から問合せがあり、事業所調査時の確認不足により、不要な月額変更届を受付していたことが判明しました。</li><li>●担当者が事業所へお詫びの上説明し、取消処理を行いました。</li><li>●担当部署において、月額変更届案内時の確認を徹底するよう周知しました。</li></ul>	1事業所	なし	0
	被扶養者(異動)届の 誤り	確認・決定誤り	大阪	大阪広域事務センター	2024年 12月12日	2024年 12月17日	<ul><li>○事業所から問合せがあり、被扶養者異動届処理時の確認不足により、必要な補正を行わずに処理していたことが判明しました。</li><li>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。</li><li>●担当部署において、被扶養者異動届処理時の確認を徹底するよう周知しました。</li></ul>	1事業所	なし	0
3		入力誤り	兵庫	尼崎	2025年 5月29日	2025年 6月4日	<ul><li>○事業所から問合せがあり、被扶養者異動届処理時の確認不足により、被扶養者情報を誤って登録していたことが判明しました。</li><li>●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。</li><li>●担当都署において、被扶養者異動届処理時の確認を徹底するよう周知しました。</li></ul>	1事業所	なし	0
	高齢任意加入被保険 者の誤り	確認・決定誤り	東京	練馬	2022年 12月12日	2025年 4月10日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、不要な高齢任意加入被保険者資格取得申出書を受付し、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。取消処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徵収	1,387,140
	厚生年金適用関係届 書の誤り	説明誤り	北海道	新さっぽろ	2025年 3月頃	2025年 4月21日	<ul><li>○担当部署で確認したところ、特定適用事業所該当届案内時の確認不足により、特定適用事業所該当月について誤って説明していたことが判明しました。</li><li>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。</li><li>●担当部署において、特定適用事業所該当届案内時の確認を徹底するよう周知しました。</li></ul>	1事業所	なし	0
6	厚生年金適用関係書 類の送付誤り	誤送付・誤送信	兵庫	明石	2025年 5月15日	2025年 5月28日	○お客様から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、別のお客様の文書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した文書を回収し、本来送付すべきお客様に送付しました。 ●担当都署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
7			福岡	西福岡	2025年 4月8日	2025年 5月22日	○社会保険労務士から問合せがあり、送付先の登録を誤ったため、別の社労士宛に文書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの社労士にお詫びの上説明しました。誤って送付した文書を回収し、本来送付すべき社労士に送付しました。 ●担当部署において、送付先登録時の確認を徹底するよう周知しました。	2社労士	なし	0
8	厚生年金適用関係書 類の管理誤り	未処理·処理遅延	山梨	竜王	2025年 1月15日	2025年 4月24日	○担当部署で確認したところ、届書等の進捗管理不足により、月額変更届の処理を漏らして いたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●担当部署において、届書等の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0

## 2. 厚生年金徵収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
9	厚生年金徴収関係の 誤り	確認・決定誤り	群馬	高崎	2025年 3月12日	2025年	<ul><li>○事業所から問合せがあり、保険料等還付請求書処理時の確認不足により、誤った金額を還付していることが判明しました。</li><li>●担当者が事業所にお詫びの上説明し、誤って還付した保険料の返納処理を行いました。</li><li>●担当部署において、請求書処理時の確認を徹底するよう周知しました。</li></ul>	1事業所	誤還付	36,000
10			三重	尾鷲	2025年 3月10日		<ul><li>○事業所から問合せがあり、保険料登録時の確認不足により、同月内に資格取得及び資格 喪失となった被保険者にかかる保険料調整を漏らしていたことが判明しました。</li><li>●担当者が事業所にお詫びの上説明し、処理を行いました。</li><li>●担当部署において、保険料登録時の確認を徹底するよう周知しました。</li></ul>	1事業所	なし	0

## 3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
11	国民年金資格取得届 の誤り	確認・決定誤り	東京	足立	2015年 1月6日	2025年 5月9日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、20歳到達時の国民年金資格取得 処理が行われていないことが判明しました。 ●担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
12		受付時の書類管 理誤り	福島	会津若松	2025年 4月30日	2025年 6月6日	○お客様から問合せがあり、市区町村の届書等の管理不足により、資格取得届の回付を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●市区町村に対して、届書等の管理を徹底するよう依頼しました。	14名	なし	0
13	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	栃木	宇都宮西	2021年 4月2日	2025年 3月31日	○お客様から問合せがあり、任意加入申出書処理時の確認不足により、資格喪失予定年月日の登録を漏らしたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当都署において、届書等処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	440,380
14			神奈川	相模原	1989年 1月21日	2024年6月28日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、国民年金任意加入期間に該当する期間が強制加入期間となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。	1名	なし	0
15			静岡	静岡	1973年 6月頃	2025年 3月4日	<ul><li>●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。</li></ul>	1名	なし	0
16			大阪	貝塚	1961年 4月1日	2024年 10月7日		1名	なし	0
17			大阪	貝塚	1968年 8月28日	2024年 7月3日		1名	なし	0
18			大阪	堺東	1996年 8月29日	2024年 12月6日		1名	なし	0
19			大阪	豐中	1966年 10月19日	2024年 9月25日		1名	なし	0
20			福岡	直方	1993年 2月25日	2024年 5月17日		1名	なし	0
21			千葉	松戸	1984年 2月29日	2024年 10月7日	○担当部署で確認したところ、市区町村の年金記録の確認不足により、国民年金任意加入期間に該当する期間が強制加入期間となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対して、年金記録の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
22			福岡	南福岡	2022年 10月12日	2024年 12月12日	○担当部署で確認したところ、任意加入申出書処理時の確認不足により、誤った資格喪失予 定年月日を登録していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、届書等処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
23		説明誤り	兵庫	尼崎	2001年 8月頃	2024年 12月25日	<ul><li>○お客様から問合せがあり、市区町村による海外転出時の手続きの案内が漏れたため、国民年金任意加入期間が強制加入期間となっていることが判明しました。</li><li>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。</li><li>●市区町村に対して、海外転出者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。</li></ul>	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日 ,	判明年月日	事象•対応	影響範囲	影響区分	影響金額
24	国民年金適用関係届 書等の管理誤り	未処理・処理遅 延	福井	武生	2025年 1月17日	2025年	<ul><li>○市区町村から連絡があり、市区町村の届書等の管理不足により、任意加入申出書の回付を漏らしていたことが判明しました。</li><li>●担当者がお容様にお詫びの上説明し、処理を行いました。</li><li>●市区町村に対して、届書等の管理を徹底するよう依頼しました。</li></ul>	1名	なし	0

•

## 4. 国民年金徵収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象·対応	影響範囲	影響区分	影響金額
25	国民年金付加保険料 納付書の誤り	説明誤り	東京	練馬	2024年 9月20日	2025年 2月28日	○市区町村から連絡があり、市区町村の付加保険料納付申出書案内時の確認不足により、 手続きの案内が漏れたため、付加保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の付加保険料を領収しました。 ●市区町村に対して、付加保険料納付申出書案内時の確認を徹底し、必要な案内をするよう 依頼しました。	1名	未徵収	2,000
26		受付時の書類管 理誤り	富山	魚津	2025年 4月7日	2025年 5月12日	<ul><li>○お客様から問合せがあり、市区町村の届書等の管理不足により、付加保険料納付申出書の回付を漏らしていたことが判明しました。</li><li>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。</li><li>●市区町村に対して、届書等の管理を徹底するよう依頼しました。</li></ul>	1名	なし	0
27	国民年金保険料免除 理由該当・消滅届の誤 り	確認・決定誤り	東京	新宿	2006年 6月8日	2023年 9月29日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、法定免除に該当しない期間が法 定免除となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当都署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
28			東京	青梅	2012年 7月頃	2025年 2月20日	C. T. T. B. C. C. T. T. B. C. W. C. D. C. D. C.	1名	なし	0
29			大阪	吹田	2021年 10月5日	2025年 3月17日	<ul><li>○市区町村から連絡があり、市区町村の年金記録の確認不足により、法定免除に該当しない対象者が法定免除となっていることが判明しました。</li><li>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。</li><li>●市区町村に対して、年金記録の確認を徹底するよう依頼しました。</li></ul>	1名	なし	0
30		説明誤り	千葉	松戸	2002年 5月13日	2024年 12月5日	○担当都署で確認したところ、市区町村の年金記録の確認不足により、法定免除に該当する にもかかわらず、免除理由該当届の案内を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●市区町村に対して、法定免除の取扱いについて必要な案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
31			千葉	松戸	2009年 12月25日	2024年 12月19日	● 同日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	1名	なし	0
32	国民年金保険料口座 振替納付(変更)申出 書の誤り	入力誤り	東京	東京広域事務センター	2024年 5月14日	2025年 5月29日	○お客様から問合せがあり、委託業者の口座振替納付申出書処理時の確認不足により、 誤った口座番号を入力したため、口座振替が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●委託業者に対して、入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
33			静岡	島田	2025年 2月4日	2025年 5月21日	○担当部署で確認したところ、口座振替納付申出書処理時の確認不足により、誤った口座番号を入力したため、口座振替が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
34		説明誤り	長野	松本	2025年 3月31日	2025年 5月1日	○お客様から問合せがあり、口座振替納付申出書受付時の確認不足により、口座振替開始年月を誤って案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、口座振替納付申出書受付時の確認を徹底し、必要な案内をするよう周知しました。	1名	なし	0
35			神奈川	横浜西	2025年 2月20日	2025年 4月3日	○お客様から問合せがあり、口座振替納付申出書案内時の確認不足により、記載方法を誤って案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、口座振替納付申出書案内時の確認を徹底し、必要な案内をするよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
36	国民年金保険料クレ ジット納付(変更)申出 書の誤り	説明誤り	静岡	沼津	2025年 3月31日	2025年 4月23日	○お客様から問合せがあり、クレジットカードの納付方法変更時の確認不足により、お客様の希望する月から前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、クレジットカードの納付方法変更時の確認を徹底し、必要な案内をするよう周知しました。	1名	なし	0
37	国民年金保険料納付 書の誤り	確認・決定誤り	溢賀	彦根	2025年 3月頃	2025年 5月12日	○お客様から問合せがあり、納付書作成時の確認不足により、お客様の希望する月から前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当都署において、納付書作成時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
38		通知書等の作成 誤り	本部	国民年金部	2025年 3月頃	2025年 4月2日	○お客様から問合せがあり、委託業者の納付書作成時の確認不足により、不要な納付書を 発行していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●委託業者に対して、納付書作成時の確認を徹底するよう指導しました。	200名	なし	0
39	誤り	確認・決定誤り	高知	高知西	2025年 3月5日	2025年 4月7日	○担当部署で確認したところ、滞納処分時の確認不足により、延滞金の金額を誤って処理していたことが判明しました。 ●担当者がお容様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、滞納処分時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
40	国民年金徴収関係届 書等の送付誤り	誤送付·誤送信	東京	文京	2024年 10月15日	2024年 11月26日	○お客様から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、別のお客様の納付書を送付していることが判明しました。 ●担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明し、誤って送付した納付書を回収しました。 ●担当都署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
41	国民年金徴収関係届 書等の管理誤り	未処理·処理遅 延	神奈川	平塚	2023年 6月27日	2025年 2月14日	○担当部署で確認したところ、届書等の管理不足により、延滞金の還付処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●担当部署において、届書等の管理を徹底するよう周知しました。	3名	なし	0

## 5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
42	老齢年金の受給要件 等の誤り	確認・決定誤り	本部	中央年金センター	1995年 12月20日	2025年 2月13日	○担当部署で確認したところ、年金決定時の確認不足により、誤った受給権発生年月日で老 齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払 われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に受給権発生年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	20,181
43	老齢年金の共済組合 期間の誤り	確認・決定誤り	長野	長野北	2000年 7月13日	2024年	○遺族年金請求時の記録確認により、年金決定時の確認不足から、誤った共済組合期間で 老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払	1名	未払い	4,412,009
44			愛知	名古屋北	2011年 4月11日	2025年 1月6日	- われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,848
45			沖縄	名護	1996年 10月3日	2024年 11月1日		1名	未払い	58,107
46			和歌山	和歌山東	2013年 9月1日	2025年 2月25日	○担当部署で確認したところ、年金決定時の確認不足により、誤った共済組合期間で老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	17,937
47	老齢年金の国民年金 や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	山梨	甲府	1971年 7月1日	2024年 7月24日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、任意加入のため免除とならない期間を免除期間として老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。  ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納	1名	過払い	113,964
48			干菜	松戸	1964年 3月9日	2024年 12月24日	●担当者がある存代におけるように、計正定性を行い、過程がの年輩にういて反称の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	151,417
49			千葉	松戸	1974年 6月1日	2024年 9月24日		1名	過払い	5,564
50			愛媛	松山西	1998年 8月6日	2024年 12月25日		1名	過払い	71,110
51			神奈川	厚木	2004年 4月22日 ·	2024年 9月13日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、誤った厚生年金記録で老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,095,472
52			富山	魚津	1986年 10月23日	2024年 10月2日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、誤った厚生年金記録で老 齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払 われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	266,639
53			宮崎	都城	2016年 5月17日	2025年 1月7日	○未支給年金請求時の記録確認により、再裁定処理時の確認不足から、誤った厚生年金記録で老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、再裁定処理時に処理内容の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	367,795

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
54	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	鹿児島	奄美大島	1995年 7月24日	2025年 1月20日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、誤った国民年金記録で老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	120,285
55			神奈川	相模原	2025年 3月14日	2025年 4月18日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認不足により、誤った国民年金記録で老齢年金を 決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金証書を 送付しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
56	老齢年金の繰下げの誤り	説明誤り	千葉	幕張	2017年 5月17日	2025年 3月28日	○担当部署で確認したところ、年金相談時の確認不足により、遺族年金の受給権を有するため、老齢年金の繰下げ請求ができない方に対して繰下げ請求できると説明し、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当都署において、年金相談時に受給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	6,136,387
57	遺族年金の受給要件 等の誤り	確認・決定誤り	埼玉	浦和	2011年 9月15日	2024年 10月7日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認不足により、誤った厚生年金記録で遺族年金を 決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払 われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,712,816
58			大阪	天王寺	2004年 1月15日	2024年 10月7日	○担当部署で確認したところ、年金決定時の確認不足により、遺族年金の受給要件を満たしていないにもかかわらず支給決定を行ったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	18,156
59		説明誤り	愛知	中村	2015年 2月4日	2024年 7月10日	○担当部署で確認したところ、年金相談時の確認不足により、遺族年金の受給要件を満たしているにもかかわらず請求の案内をしなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時に受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	12,248,146
60			香川	高松西	2025年 1月27日	2025年 3月6日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士の年金相談時の確認不足により、遺族年金の受給要件について、誤った説明をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
61	寡婦年金の受給要件 等の誤り	説明誤り	愛知	一宮	2021年 8月19日	2024年 12月20日	○お客様から問合せがあり、年金相談時の確認不足により、寡婦年金の受給要件を満たして いるにもかかわらず請求の案内をしなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しま した。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われ たことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時に受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	11,209

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
62	障害年金の受給要件 等の誤り	説明誤り	秋田	大曲	2023年 6月22日	2024年 9月26日	○担当部署で確認したところ、年金相談時の確認不足により、障害年金の受給要件を満たしているにもかかわらず請求の案内をしなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時に受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,773,577
63	振替加算の誤り	確認・決定誤り	能本	熊本西	1993年 2月20日	2024年8月19日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金決定時の確認不足から、対象とならないにもかかわらず、振替加算の処理を行ったため、老齢年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に振替加算の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	877,161
64		説明誤り	新潟	新発田	2015年 2月13日	2025年 2月17日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金相談時の確認不足から、振替加算の要件を満たしているにもかかわらず、請求の案内をしなかったため、老齢年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当都署において、年金相談時に振替加算の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	880,928
65	再裁定の誤り	確認・決定誤り	鳥取	米子	2008年 7月頃	2024年 9月6日	○遺族年金請求時の記録確認により、再裁定処理時の確認不足から、誤った受給権発生年 月日で老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお容様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お容様に正しい年金が支払 われたことを確認しました。 ●担当部署において、再裁定処理時に処理内容の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	57,583
66			本部	中央年金センター	2025年 3月24日	2025年 6月2日	○担当部署で確認したところ、再裁定処理時の確認不足により、誤った期間で老齢年金の支 給停止処理を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払 われたことを確認しました。 ●担当部署において、再裁定処理時に処理内容の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	9,373
67	年金選択の誤り	確認・決定誤り	本部	中央年金センター	2025年 2月18日	2025年 3月21日	○お客様から問合せがあり、年金選択処理時の確認不足により、誤った金額で支払い処理を 行ったため、老齢年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払 われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金選択処理時に処理内容の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	64,033
68			本部	中央年金センター	2024年 4月24日	2025年 2月27日	○担当部署で確認したところ、年金選択処理時の確認不足により、誤った期間で支給停止処理を行ったため、老齢年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金選択処理時に処理内容の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	155,564
69	未支給年金の誤り	入力誤り	大阪	大阪広域事務センター	2025年 1月23日	2025年 4月25日	○お客様から問合せがあり、委託業者の入力処理時の確認不足により、氏名を誤って入力したため、未支給年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者に対し、入力処理時に入力内容の確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	523,258

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象•対応	影響範囲	影響区分	影響金額
70	年金決定時の氏名登 録誤り	入力誤り	東京	東京広域事務センター	2025年 4月18日	2025年 5月12日	○お客様から問合せがあり、委託業者の入力処理時の確認不足により、氏名を誤って入力したため、異なる氏名の年金証書が送付されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金証書を 送付しました。 ●委託業者に対し、入力処理時に入力内容の確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよ う指導しました。	1名	なし	0
71	年金の振込金融機関 にかかる誤り	確認・決定誤り	山形	寒河江	2025年 3月3日	2025年 5月1日	○担当部署で確認したところ、年金決定時の確認不足により、誤った預金種別で処理を行ったため、遺族年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に預金種別の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	61.848
72			東京	東京広域事務センター	2025年 2月13日	2025年 5月9日	○担当部署で確認したところ、年金決定時の確認不足により、誤った口座番号で処理を行ったため、遺族年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に口座番号の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	211,752
73			静岡	三島	2025年 2月17日	2025年 4月21日	○お客様から問合せがあり、年金決定時の確認不足により、誤った口座番号で処理を行ったため、老齢年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に口座番号の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	167,577
74	死亡一時金の誤り	説明誤り	神奈川	摩木	2023年 11月27日	2024年 7月11日	○担当部署で確認したところ、年金相談時の確認不足により、死亡一時金の受給要件を満たしているにもかかわらず請求の案内をしなかったため、一時金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい一時金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時に一時金の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	170,000
75	記録訂正の誤り	確認・決定誤り	新潟	新発田	2001年 12月18日	2024年 8月21日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、誤って他のお客様の年金 記録を統合して老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納 の処理を行いました。	1名	過払い	484,820
76			大分	大分	2008年 5月30日	2025年 1月23日	<ul><li>●担当部署において、年金記録統合処理時に年金記録の確認を徹底するよう周知しました。</li></ul>	1名	過払い	14,253
77	標準報酬改定請求の 誤り	説明誤り	沖縄	名護	2025年 3月31日	2025年 4月11日	○担当部署で確認したところ、年金相談時の確認不足により、年金分割の手続きについて、 誤った説明をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金相談時に説明内容の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
78	年金給付関係書類の 交付誤り	誤送付·誤送信	東京	府中	2025年 3月26日	2025年 4月14日	○担当部署で確認したところ、封入封織時の確認不足により、別のお客様の書類を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した書類を回収し、本来送付すべきお客様へ送付しました。 ●担当部署において、封入封緘時に封入物の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象•対応	影響範囲	影響区分	影響金額
79	年金給付関係書類の 管理誤り 。	受理後の書類管 理誤り	沖縄	名護	2023年 11月28日	2025年 4月3日	○お客様から問合せがあり、市区町村の書類の管理不足により、老齢年金請求書が所在不明となっていることが判明しました。 ●市区町村の担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再度書類を受付し、処理を行いました。 ●市区町村に対して、書類の管理を適切に行うよう依頼しました。	1名	なし	0

## (参考)「Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要

項番	事象	概要
1	振替加算の支給漏れ	〇以下の理由により、振替加算の加算が漏れたもの。 ・機構と共済組合との間の情報連携不足 ・システム処理に起因するもの ・機構における事務処理誤り ・お客様からの届出漏れ ※平成29年9月公表済みのものと同種の事案
2	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ	○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合は、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○その被扶養配偶者が、厚生年金の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合は、その間は加給年金額の加算が行われる。 ○これらについては、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、誤ったコードを入力したり、被扶養配偶者の状況変更にもかかわらずコードの切り替えを行わなかったために、加給年金額の加算が停止された結果、加給年金に未払いを生じていた。
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	〇戦時中に特定の海域を航行する船に乗っていた旧船員保険法の被保険者については、被保険者期間が加算(1/3倍、1倍、2倍)される。(戦時加算) 〇戦時加算によって被保険者期間が加算された船員保険または厚生年金の老齢年金及びその受給者が死亡した場合の遺族年金の年金額が増額となる。 〇これらの年金決定時に、戦時加算記録の算入の漏れやその加算月数の誤りの結果、年金額に未払いを生じていた。
4	旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り	〇旧共済法退職年金の計算の基礎となった共済組合員期間を有する方に老齢基礎年金を決定する場合、その共済組合員期間は年金額の計算の基礎とはせず、合算対象期間として扱われる。(カラ期間) 〇共済組合員期間が旧共済法退職年金の計算の基礎となっているかについては、お客様より提出のあった「年金加入期間確認通知書」に基づき判定を行うが、この判定に誤りがあった結果、老齢基礎年金に過払いを生じていた。
6	旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り	〇旧厚生年金保険法には、老齢年金の受給資格要件(240月)に足りない場合は、240月になるまで任意加入することができる制度があった。(第四種被保険者期間) 〇第四種被保険者として240月になるまで厚生年金保険に任意加入し、老齢年金の受給開始後に新たな記録が判明し、記録を統合した結果、被保険者期間が240月を超えた場合 は、240月を超えた第四種被保険者期間を削除することが必要となる。 〇しかしながら、記録を追加したのみで240月を超えた第四種被保険者期間を削除しないまま年金が決定された結果、老齢厚生年金に過払いを生じていた。 〇併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があったが、この還付が行われていなかった。
9	昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者の老 齢基礎年金の決定誤り	〇昭和60年の法律改正により、大正15年4月2日以降生まれの方については、改正後の法律(新法)に基づいて年金を決定する。 〇しかしながら、昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者で国民年金または厚生年金保険の被保険者期間を有する場合は、旧法による年金を決定する必要がある。 〇旧共済法退職年金の受給権の有無の確認に漏れがあったため、旧法で年金を決定すべき者に新法で決定した結果、老齢年金に未払いを生じていた。
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	〇昭和61年2月から昭和63年2月にかけて順次実施された業務のオンライン化が完成する前は、老齢厚生年金の受給者が在職している間の年金の支給停止(在職老齢年金)は、受給権者の月額変更届が社会保険事務所へ提出された場合に、社会保険事務所が、支給停止割合の変更にかかる報告書を社会保険業務センターに回付することによって行っていた。 〇その回付漏れ等が原因で、誤った停止割合で年金の支給を停止した結果、老齢厚生年金の未払い・過払いを生じていた。
11		〇妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合で夫に加給年金が加算されていた場合は、65歳より妻の老齢基礎年金に振替加算が加算される。 〇加給年金の加算後に離婚等により生計維持関係が消滅した場合は、その時点で加給年金の加算は終了することから、振替加算は加算されない。この場合は、夫が届出をする必要がある。 ○夫からこの届出が行われ、加給年金の加算は終了したが、その情報が妻の原簿に反映されなかったため、振替加算の加算が誤って加算された結果、振替加算の過払いを生じていた。
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	〇65歳時点で年金を受け取るために必要な加入期間を満たしていない場合は、65歳以降、必要な加入期間を満たすまでの間、国民年金に任意で加入することができる。 〇保険料の納付があり、その結果、必要な加入期間を満たした場合の年金受給権の発生は、必要な加入期間を満たすこととなった保険料を納付した日ではなく、必要な加入期間を満たした月の初日となる。 〇新規決定時においてシステムによるチェックが行われているが、手作業で決定したために、受給権発生年月日を誤って保険料を納付した日に設定して決定を行った結果、老齢年金に未払いを生じていた。
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	〇昭和17年6月から昭和20年8月までの旧陸軍共済組合等にかかる旧令共済の組合員期間、昭和61年3月までに資格喪失した船員保険の被保険者期間は、老齢年金、遺族年金の額の計算の際に、被保険者期間に算入される。 〇この年金の決定処理の際に、算入漏れまたは算入した期間の誤りがあった結果、老齢厚生年金または遺族厚生年金に未払い。過払いを生じていた。

項番	事象	概要
14	よる加給年金の支給誤り	○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○配偶者の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。 ○配偶者が複数の年金を受け取っている場合は、いずれかの年金が上記要件を満たした場合に、加給年金額の停止または停止解除が行われる。 ○これらの処理は、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、配偶者の受給状況の把握を誤り、その登録を誤ったことで加給年金の未払い・過払いを生じていた。
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生 年金の受給権発生年月日の誤り	〇旧三共済(JR・JT・NTT)・農林共済が厚生年金に統合された日において退職共済年金の受給権を有している者が、12月未満の厚生年金保険の被保険者期間を有している場合、統合前の旧三共済・農林共済の組合員期間が厚生年金保険の被保険者期間とみなされているため、旧三共済・農林共済の統合日をもって特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生する。 〇この場合、システム的に受給権発生年月日の判定をすることができないため、年金の決定時に職員が受給権発生年月日を設定して年金を決定する必要がある。 〇年金の決定時、職員の確認不足により、誤って65歳到達時を受給権発生年月日とし、年金の未払いを生じていた。
18	れによる老齢厚生年金の支給誤り	○公務員共済組合加入者が、転勤などにより異なる公務員共済組合に異動した場合は、異動先の共済組合がそれまでの共済加入記録を引き継ぐことになっている。 ○旧公共企業体(JT、JR、NTT)(「三共済」)についても同様の制度があり、三共済の事業所を退職し、他の公務員共済組合に加入した場合は、他の公務員共済組合に記録が移管され、他の公務員共済期間として管理される。 ○本来他の共済組合期間として管理されるべき三共済組合員期間等を移管した後の厚生年金保険の記録削除漏れがあったため、平成9年4月の三共済の厚生年金保険への統合において、誤って厚生年金保険の被保険者期間として管理されることとなり、当該期間を退職共済年金及び老齢厚生年金の双方の計算の基礎として年金を決定したために、その期間について二重払いとなった結果、老齢厚生年金等に過払いを生じていた。
20		〇遺族厚生年金及び遺族共済年金の受給権がある場合には、それぞれの要件の組み合わせにより、双方を同時に受け取ることができる場合や、いずれか一方のみ受け取ることができる場合がある。 できる場合がある。 〇その際は、遺族共済年金の要件及び年金額を確認したうえで、遺族厚生年金をいずれの要件で決定するか遺族に選択いただく。 〇その際の、遺族共済年金の要件及び年金額の確認に誤りがあり、いずれか一方のみ受け取ることができる場合にもかかわらず双方を受け取っていた、双方を受け取ることができるにもかかわらず一方のみを受け取っていた結果、遺族厚生年金に未払いまたは過払いを生じていた。
21	遡及決定時の届書徴取漏れによる加給年金の加算漏れ	〇昭和16年4月2日以降に生まれた方は、老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢が引き上げられており、当初は報酬比例部分のみで計算されるが、定額部分の支給開始年齢を超えた時点で定額部分及び配偶者がある場合には加給年金を加えた額に改定している。 〇通常は、定額部分の支給開始年齢を迎えた時点でお客様に生計維持申立書が送付され、この提出をもって加給年金の加算を行っている。 〇しかし、定額部分の開始年齢よりあとに決定請求が行われた場合には、決定時に同時に生計維持申立書を提出していただく必要がある。 〇年金の決定時に、生計維持申立書の提出の案内を漏らしたために、加給年金額が加算されなかった結果、加給年金に未払いを生じていた。
22	被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り	〇被保険者記録の重複期間については、厚生年金保険を優先し、国民年金の期間を削除することとなっている。 〇旧法の国民年金制度(昭和61年3月以前)については、各制度の番号(手帳記号番号)毎に年金を決定していた。 〇年金の決定時には、それぞれの手帳記号番号を確認して重複期間の有無を確認することとなっているが、手帳記号番号の申出がない等の理由で記録を確認することができなかったため、被保険者期間が重複した状態で年金を決定した結果、旧法国民年金の老齢年金等に過払いを生じていた。 〇併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があったが、この還付が行われていなかった。
25	平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ	〇老齢厚生年金や老齢年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後に退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定) 〇退職改定は、平成10年2月以前は受給権者お客様からの届出(受給権者資格喪失届)により行うことが省令に規定されていた。 〇この届出が行われておらず、結果として退職改定が行われていないため、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢厚生年金等に未払いが生じていた。
27	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い	〇厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 〇その配偶者が、厚生年金保険の期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 〇一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。 〇そのため、配偶者が受け取っている年金の種類及び支給状態を確認してコード化して入力することで、加給年金の加算の処理を自動的に行っている。 〇この確認を誤り、誤ったコードを入力したために、加給年金額の加算が停止されなかった結果、加給年金に過払いを生じていた。
28	65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り	〇妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合であっても夫に加給年金が加算されていない場合は、妻の老齢基礎年金に振替加算は加算されない。 〇妻が65歳で初めて老齢基礎年金を受け取る場合は、夫の加給年金の状況を調査の上配偶者状態の登録を行う必要がある。 〇夫が共済の場合に加給年金の確認を誤り、その登録を誤ったことにより、振替加算に過払いを生じていた。
29	旧法の通算老齢年金から老齢年金への決定替えの漏れ	〇旧厚生年金保険法においては、原則として、厚生年金保険の被保険者期間が240月未満の者には通算老齢年金が、240月以上の者には老齢年金が支給される。 〇通算老齢年金の受給権者に、新たな厚生年金保険の被保険者期間が判明し、その結果、厚生年金保険の被保険者期間が240月を超えた場合、老齢年金の要件に該当するため、老齢年金の請求手続きを案内したうえで、通算老齢年金の決定取消を行い、老齢年金を決定(決定替え)する必要がある。 〇追加された期間を元に、誤って通算老齢年金の年金額の再計算を行い、老齢年金への決定替えを行わなかったために、未払いを生じていた。

項番	事象	概要
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映 漏れ	○老齢基礎年金の決定後に国民年金保険料を納付した場合は、老齢基礎年金の決定時に遡って年金額が変更される。 ○この場合は、機構において年金額の訂正処理を行う必要があるが、この処理が漏れたために老齢基礎年金の額が訂正されなかった結果、老齢基礎年金に未払いを生じていた。
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れ による支給漏れ	〇老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後に退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定) 〇昭和60年の法律改正により、昭和61年4月1日時点で65歳以上の被保険者については、昭和61年4月1日をもって厚生年金保険の被保険者資格を喪失することとされた。 〇この資格喪失に伴う退職改定は、受給者の届出によらずに旧社会保険庁において行うこととしていたが、一部の方についてこの処理が行われなかったことで、現在の年金額が、 受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢年金の未払いが生じていた。
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	○複数の年金受給権を有する場合には、原則としてお客様の選択により、いずれか一方の年金を受給することとなる。 ○この選択は、お客様より「選択申出書」を提出いただくことで行っていた。 ○年金の決定時においては、選択申出書の提出があるまでの間は、一方の年金の支払を保留しているが、選択申出書の提出について案内が漏れたことで選択申出書の提出がなかったために、支払の保留が解除されず、一時的に年金の未払いを生じていた。
35	老齢基礎年金の加算開始事由該当届の入力誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り	〇妻が65歳に到達した時点で、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月未満等により加給年金が支給されていない場合であっても、その後、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上等となり、加給年金の支給要件を満たした場合は、届出により振替加算が加算される。 〇項番28にかかる対象者の特定作業において、振替加算の加算の適否のみならず加算の開始時期の適否についてもチェックを行った結果、振替加算の開始時期を誤り未払いがある本件の事象が判明した。 〇夫が繰下げをして受給開始を遅らせている間に加給年金の支給要件を満たし、妻から「老齢基礎年金加算開始事由該当届」の提出を受けたが、その処理において振替加算の開始年月日を夫が加給年金の支給要件を満たした時点とすべきところを誤って受付日や夫の繰下げ支給開始年月日で入力処理を行ったため、振替加算の未払いを生じていた。
36	旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の 振替加算の支給漏れ	〇既に解散している旧農林共済の受給権者については、平成24年3月まで、旧農林共済が年金原簿の管理及び年金給付業務を行っていた。 〇「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」の点検作業において、既に解散している旧農林共済の平成24年3月までに死亡されている方の記録についても点検した結果、振替加算の未払いを生じていた。
37	昭和61年4月等の法律改正に伴う旧三共済等組合員期間の 老齢基礎年金・老齢厚生年金等への算入誤り	〇旧三共済(JR・JT・NTT)等の共済組合員の期間を有するお客様については、昭和61年4月施行前の旧共済法・旧国年法に基づく裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢基礎年金額の計算の基礎とはせず、合算対象期間(カラ期間)として扱われる一方で、昭和61年4月以後の新共済法・新国年法に基づく裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢基礎年金額の計算の基礎として取り扱われる。 〇また、旧三共済等については、平成9年4月の法律改正等に基づく厚生年金への統合前の裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢厚生年金額の計算の基礎とはせず、退職共済年金額の計算の基礎とされる一方で、厚生年金への統合後の裁定に当たっては、共済組合員期間や旧三共済等適用事業所で就労する期間は老齢厚生年金額の計算の基礎とされる。 〇項番4にかかる対象者の特定作業において、旧三共済等についての昭和61年4月・平成9年4月の法律改正等に伴う共済組合員期間の取扱いもチェックした結果、上記のような適正な取扱いが行われなかったケースがあり、年金の未払い・過払いが生じていた。
38	共済組合期間に恩給期間が含まれる場合の遺族年金の寡 婦加算の加算誤り	〇使用者年金の加入期間が20年以上ある方が亡くなった場合であって、受給権者(女性)の年齢が65歳に達していない場合は、遺族年金に寡婦加算が加算される。 〇厚生年金と共済年金の加入期間がそれぞれ20年以上ある場合、被用者年金一元化前は遺族厚生年金に加算を行っていたが、被用者年金一元化後は、加入期間を比較して長い方の年金に加算することとなった。 〇機構又は共済組合が支給する遺族厚生年金のどちらに加算を行うかについては、年金の裁定時に共済情報連携システムを介してそれぞれの制度の加入月数の情報交換を行うことにより、システム的に長短を比較し判定している。 〇共済組合から支給される年金であっても、一元化後であれば遺族厚生年金として受給権が発生するが、共済組合期間に恩給期間が含まれる場合は遺族共済年金として決定することとなっている。この場合、共済情報連携システムで情報交換を行う際に「遺族共済年金」として照会をかけるべきところ、誤って「遺族厚生年金」として照会したため、遺族共済年金の加入期間に関する情報が得られず、誤って厚生年金に長く加入したものと判定された。 〇そのため、遺族共済年金で加算すべき寡婦加算額が遺族厚生年金に加算され、遺族厚生年金に過払いが生じた。
39	障害基礎年金受給者が老齢基礎年金の受給を選択した場合における加算額の支給停止の解除漏れ	<ul> <li>○障害基礎年金を受けている方に、65歳に到達したことで新たに振替加算が加算される老齢基礎年金を受ける権利が発生した場合は、加算額が加算された老齢基礎年金の支払いは一度停止し、お客様にどちらの年金を受け取るかを選択していただく。</li> <li>○お客様が、加算額が加算された老齢基礎年金を受け取ることを選択された場合は、障害基礎年金の支給を停止し、加算額が加算された老齢基礎年金の支給停止の解除処理を行う。</li> <li>○その際は、老齢基礎年金本体、加算額のそれぞれについて、支給停止の解除処理を行う必要がある。</li> <li>○しかしながら、加算額の支給停止の解除処理を行わず、老齢基礎年金本体の支給停止の解除処理のみを行った結果、加算額が支給されないこととなり、未払いが生じた。</li> </ul>
40	旧三共済等組合員期間を有し他年金の受給・加入状況の確認を要する場合の遺族年金の寡婦加算の加算漏れ	〇遺族共済年金・遺族厚生年金の受給権者となった妻が40歳以上の場合、遺族年金に寡婦加算が加算される。 〇寡婦加算は、遺族基礎年金を受け取れる間は支給停止されるが、子が18歳到達年度の末日に達したこと等により、遺族基礎年金が失権した場合は、支給停止の解除処理を行うことが必要となる。 〇また、共済組合員加入期間を有する方が亡くなった場合の寡婦加算については、支給要件(被用者年金の加入期間が20年以上あり、厚生年金の加入期間の方が長い)を満たしているかどうかを判定するため、正しい共済組合期間を登録しておく必要がある。 〇しかしながら、旧三共済(JR・JT・NTT)等の共済組合員の期間を有するお客様について、遺族基礎年金の失権に伴う寡婦加算の支給停止の解除処理が漏れ、また、正しい共済組合期間が登録されなかったために、寡婦加算の未払いが生じた。

項番	事象	概要
41		〇65歳以上で、老齢厚生年金(退職共済年金を含む。以下同じ)及び遺族厚生年金(遺族共済年金を含む。以下同じ)を受給できる方は、老齢厚生年金を全額支給し、遺族厚生年金は老齢厚生年金に相当する額について支給停止することとされている。 〇共済組合が支給する退職共済年金又は遺族共済年金の年金額の確認が不十分であったことから、遺族厚生年金に未払い又は過払いが生じていた。
		〇適用事業所に勤務する70歳以上の被用者で、老齢厚生年金を受給する者は、給与・賞与の額に応じて年金額の一部又は全部が支給停止となる。当該被用者が二か所以上の適 用事業所に勤務する場合は、勤務する全ての適用事業所における給与・賞与の合算額により、支給停止額が計算される。 〇70歳以上の二以上事業所勤務被用者が一方の事業所を退職した場合や、新たに二以上事業所勤務被用者になった場合は、二以上該当・不該当にかかる入力処理を行う必要があるが、これらの入力を誤ったことにより、在職による支給停止額が正しく計算されなかった結果、老齢年金に未払い又は過払いが生じていた。
43		〇年金を受けている方に支払いを停止する事由が生じた場合、年金の過払いを防止するため、一時的に年金の支払いを保留する処理を行う。 〇当該事由の解消を確認した場合、正しい年金の支払いを行うため、併せて保留を解除する処理を行う必要がある。 〇しかしながら、この解除処理が漏れ、当該事由の解消後も年金の支払いが開始されなかったことから、年金に未払いが生じていた。

※夫と妻が逆の場合も同様です。